

MD 卸売取引基本条件

した時点(納品後 10 日以内に何らの通知をしなかった場合は、当該期間満了時)をもって完了したものとみなす。

第1条 (本条件の適用)

1. 本条件は、本条件に同意した上で、株式会社ぐるなび(以下「当社」という)の間で本商品(第2条第1号にて定義するものとする)の仕入れにかかる取引(以下「本取引」という)を実施する者(以下「取組先」という)との間に適用される。
2. 本契約(第3条第3項にて定義するものとする)は、個別契約(第2条第9項にて定義するものとする)に共通して適用される基本条件を定めることを目的とする。
3. 本契約の定めと個別契約の定めとに矛盾がある場合は、対象となる本商品に関する限り、個別契約の定めが優先するものとする。

第2条 (定義)

本契約における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本商品
当社が、販売先へ販売することを目的として取組先から仕入れる取組先が製造又は販売する商品
- (2) 販売先
当社が取組先から仕入れた本商品を販売する先となる企業その他団体
- (3) 仕様書
取組先が当社に交付する、本商品の概要や品質を記載した書面
- (4) 発注書
本取引の詳細条件(本商品の概要、品質、購入数量、金額等を含むがこれに限られない。以下同じ)を記載し当社が署名又は記名捺印した書面
- (5) ユーザー
販売先から本商品を購入する消費者
- (6) 納品先
当社が発注書で指定する本商品の納品場所
- (7) 完全買取仕入方式
取組先の責に帰すべき事由のある場合、又は取組先からの申出による場合を除き、第7条に定める検収完了後において本商品の返品を行わないことを約する方式
- (8) 返品条件付仕入方式
新規商品、季節商品、流行商品、特定の催事商品のうち、発注段階での当社との事前合意に基づく返品条件を満たした場合、第7条に定める検収完了後であっても、当社から取組先に本商品が返品されることを約する方式
- (9) 個別契約
販売者と当社との間における、個別の本取引にかかる契約(なお、第3条第3項にて定義する本契約と併せて以下「本契約等」という)をいう

第3条 (本契約の成立および条件)

1. 当社との間で本取引を実施することを希望する者(以下「取組希望者」という)は、当社に対し、当社所定の書類(以下「本申込書」という)を提出することにより、本取引の実施を申込み。当社は、本申込書の提出をもって、取組希望者が本条件に同意したものとみなす。
2. 当社は、前項の申込みについて、当社所定の審査基準(以下「審査基準」という)に従い取組希望者を審査し、取組希望者が審査基準を満たさないと判断した場合には、速やかにその旨を当該取組希望者に通知する。
3. 本条件に基づく取組希望者と当社との間の契約(以下「本契約」という)は、当社が取組希望者の申込みを承諾した時点をもって成立する。

第4条 (本商品の選定と仕入れ)

1. 本商品の選定及び種類・品質・価格等の詳細条件は、別途、仕様書又は発注書によって決定する。なお、仕様書及び発注書の内容も当社と取組先との間の個別契約の内容を構成するものとする。
2. 当社及び取組先は、両者協議の上、発注書において本取引の方式につき完全買取仕入方式又は返品条件付仕入方式のいずれかを選択するものとする。
3. 当社と取組先との間における個別契約は、次のいずれかの場合に成立する。
 - (1) 当社と取組先との間において、本取引の詳細条件を書面により合意した個別契約を締結したとき。
 - (2) 発注書を当社が取組先に対し交付し、取組先がこれを承諾したとき。なお、当社が発注書を取組先に交付した日から3営業日(当社の営業日とする)以内に、取組先が書面により何らの意思表示をしない場合には、かかる期間の満了をもって取組先がこれを承諾したものとみなす。
4. 前項第2号の発注書の交付は、電磁的方法により本取引の詳細条件を通知することを代替できることである。

第5条 (本商品代金の支払条件)

1. 本商品の代金(以下「本商品代金」という)は、発注書において定める。
2. 当社は、各月 1 日から末日まで(以下「計算期間」という)に仕入れた(第 8 条第1項または第 2 項に基づき、本商品の所有権が当社に移転されたものをいう)本商品にかかる代金の合計額を、計算期間満了日が属する月の翌月末日までに、取組先が指定する金融機関の口座に振込送金により取組先に支払うものとする。ただし、当社及び取組先が別段の合意をした場合は、この限りでない。
3. 本商品代金の支払いにかかる振込手数料は、当社の負担とする。

第6条 (納品)

1. 取組先は、当社が発注書で指定する納品日に、本商品を、納品先に納品する。なお、納品にかかる費用は、取組先の負担とする。
2. 前項の納品先が当社(当社の委託先を含む)の事務所以外の場所である場合、取組先は、本商品の発送が完了した後、速やかにその旨を当社へ報告する。
3. 第 1 項の納品先が販売先の倉庫その他販売先が指定する場所である場合、取組先は販売先が別途定める条件その他販売先の指示を順守するものとする。

第7条 (本商品の検査及び検収)

1. 完全買取仕入方式の場合、当社は、前条の定めに基づき本商品が納品された後、速やかに、自ら又は販売先をして、当該商品につき、発注書において定めた種類、品質又は数量(以下「契約条件」という)への適合性を検査するものとする。
2. 当社は、前項の検査の結果、契約条件への不適合が発見された場合、納品後 10 営業日(当社の営業日をいう)以内にその旨及び不適合の内容を取組先に通知するものとし、取組先は、当社の選択に従い、代替品の納品、代金の減額、損害の賠償その他の必要な措置を講じるものとする。この場合、取組先は、当該不適合のある本商品について、取組先の責任と負担において回収、破壊その他の必要な措置を講じるものとする。
3. 当社による本商品の検収は、当社が前項の検査の結果合格の旨を取組先に通知

第8条 (所有権の移転及び危険負担)

1. 本商品にかかる所有権は、本商品の検収が完了した時点をもって、取組先から当社に移転するものとする。
2. 前項の定めにかかわらず、当社及び取組先が本取引につき返品条件付仕入方式を選択した場合、販売先が販売先のユーザーに本商品を販売したときに、取組先から当社に移転するものとする。なお、本商品を販売したときは、ユーザーの販売先に対する本商品代金の支払が完了した時点を目指すものとする。
3. 当社及び取組先のいずれの責に帰すべき事由によらず、本商品が滅失又は毀損した場合にかかる危険の負担は、前項に定める所有権の帰属先に基づき決定するものとする。

第9条 (返品)

1. 当社は、本商品の検収後であっても、次の各号のいずれかに該当する場合、本商品を取組先に返品することができる。返品費用は取組先の負担とする。
 - (1) 納入された商品に、汚損・毀損、その他の瑕疵・欠陥があった場合
 - (2) 納入された商品が、契約条件と異なる場合、又は注文数を超過した納入の場合
 - (3) 当社及び取組先が本取引につき返品条件付仕入方式を選択した場合において、当社と取組先とが事前に合意した返品条件を満たした商品を取組先の販売期間終了後1か月以内又は当社の指定した期日までに返品する場合。
2. 前項の定めに基づき当社が取組先に本商品を返品する場合、その所有権及び危険負担は、本商品の在庫場所にて当社から取組先へ商品を引き渡した時点で当社より取組先へ移転するものとする。

第10条 (品質・表示保証)

1. 取組先は、当社に対し、本商品につき次の各号に掲げる事項を保証するものとする。
 - (1) 商品自体に汚損、毀損その他の不具合がないこと
 - (2) 品質、機能、安全性、商品自体に付した表示(警告表示等)及び商品にかかる説明書等につき欠陥等がないこと
 - (3) 販売先及びユーザーの誤解を招かない表示がされていること
 - (4) 第三者の権利(著作権、特許権、商標権等の知的財産権その他の権利を含む。以下同じ)を侵害していないこと
 - (5) 食品衛生法等関係法令、景品表示法、業界ガイドライン及び当社が別途定める基準に違反していないこと
 - (6) 前号に定める基準に従った品質、規格等の表示並びに適正な説明書及び指示・警告表示等を付していること
2. 取組先は、当社が品質保証書、検査合格書その他必要書類の提出を要求した場合、遅滞なく当該書類を当社に提供するものとする。

第11条 (製造物責任)

1. 取組先は、本商品による事故等の防止と、ユーザー、当社及び販売先の従業員の安全確保のために、前条のほか、本商品が、その通常の使用目的及び当社又はユーザーが求める使用目的に合致し、かつ原料・設計・製造及び表示その他における製造物責任法上の欠陥を有しないことを確約する。
2. 取組先は、自らの負担において、本商品につき製造物責任保険を付保するものとする。なお、本商品の欠陥等に起因してユーザー又は販売先に発生した損害を当社が賠償した場合、取組先は、保険金の支払先として当社を指定し、保険会社をして、保険金を直接当社に支払わせるものとする。

第12条 (ユーザー対応等)

1. ユーザーその他第三者からの、本商品にかかる問合せ又はクレーム等(前条に定める欠陥等に起因するものを除き、以下本条において「問合せ等」という)への対応は、当社又は販売先が行い、取組先はこれに合理的な範囲において協力するものとする。
2. 当社は、前項の問合せ等への対応のため必要と判断した場合、取組先に対し、本商品にかかる情報提供、調査等の依頼をすることができる。取組先は、当社から依頼を受けた場合、速やかにこれに対応するものとする。
3. 第 1 項の問合せ等に起因し又はこれに関連して、当社と販売先又はユーザーとの間で紛争が生じた場合、当社及び取組先は、協力して当該紛争の解決を図るものとする。ただし、当該紛争が専ら当社の責に帰すべき事由に起因して発生した場合は、この限りでない。

第13条 (契約条件等への不適合)

- 第 8 条第 1 項の定めに基づき本商品の所有権が取組先から当社に移転した後 1 年以内に、本商品につき本契約等(ただし、数量に関するものを除く)への不適合が発見された場合、取組先は、当社の選択に従い、当該商品の代替物の納品、無償による修補、代金の全部又は一部の減額又は返還、損害の賠償その他必要な措置を講じるものとする。

第14条 (通知義務および是正措置)

1. 本商品の全部又は一部に以下の各号の事由が生じた場合、取組先は当社に速やかにその旨を通知しなければならない。なお、本条に基づく通知の実施は、取組先の損害賠償の義務を免責するものではない。
 - (1) 本商品の回収が必要になった場合
 - (2) 本商品について監督官庁による注意、勧告又は処分を受けた場合
 - (3) 自己の営業を行うために必要な許認可が停止又は取り消された場合
 - (4) 本商品が第10条及び11条に違反していた場合
 - (5) その他、本商品の全部または一部に欠陥があった場合
2. 前項各号に定める事由があると当社が認めた場合、取組先は、当社または販売先が行う本商品の回収、欠陥等の是正、新聞等への公告その他当社が適当と認める措置について、一切の費用を負担するものとする。ただし、当該欠陥等が当社の責に帰すべき事由による場合は、この限りでない。
3. 第 1 項各号又はこれに関連して販売先又はユーザーとの間で紛争が生じた場合、取組先は自らの責任及び負担において当該紛争を解決するものとする。なお、当社は必要と判断した場合、当該紛争を自ら解決し、又は取組先による紛争対応に協力することができるものとする。ただし、この場合に発生する費用については、取組先の負担とする。

第15条 (秘密保持)

当社及び取組先は、本契約等の内容及びその存在並びに直接間接を問わず本取引を通じて知り得た相手方の一切の情報を秘密として取扱ひ、安全かつ適切な方法

で厳重に管理し、相手方当事者の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本取引実施の目的以外に使用してはならず、また第三者に開示し、使用させてはならない。

第16条（個人情報の取扱い）

取組先は、本契約等及び本取引の過程で取得したユーザーその他第三者の個人情報につき、「個人情報の保護に関する法律」その他法令（告示、指針等を含む）を遵守して管理するものとする。

第17条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1カ月前までに当社及び取組先のいずれからも本契約を終了する旨の通知がなされない場合、本契約は同条件にて1年間自動的に更新されるものとし、以降も同様とする。

第18条（中途解約）

当社は、本契約期間中であっても、当社所定の方法により、終了希望日の1カ月前までに取組先に対し本契約を終了させる旨の通知を行うことで、本契約を終了させることができる。

第19条（解除）

当社及び取組先は、相手方当事者が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの通知及び催告なしに、本契約等を直ちに終了させることができる。この場合、解除を受けた当事者は、解除を行った当事者に対して負担する一切の債務（本契約等に基づき負担する債務を含むがこれに限られない）の期限の利益を当然に失い、これを直ちに弁済する。なお、本条による本契約等の終了は、損害賠償の請求を妨げない

- (1) 本契約等に違反した場合において、相当期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、かかる期間内において当該違反状態が是正されなかった場合
- (2) 自己の営業を停止又は廃止した場合
- (3) 自己の営業又は本商品について監督官庁による注意、勧告又は処分を受けた場合
- (4) 自己の営業を行うために必要な許認可を有していない場合
- (5) 自己の債務について仮差押え、仮処分、差押え若しくは競売の申立てを受け、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始若しくは特定調停手続開始その他これに類する手続の申立てを自らした場合
- (6) 支払いを停止し、又は手形交換所から警告若しくは不渡処分を受けた場合
- (7) 公租公課の滞納処分を受けた場合
- (8) 前三号のほか、相手方当事者の財産状態又は信用状態が悪化したと当社が判断した場合
- (9) 資本減少、合併、全部若しくは重要な一部の事業の譲渡又は解散の決議をした場合
- (10) 株主構成、役員等の変動等により会社の実質的支配者が変化し、従前の会社との同一性がなくなったと当社が判断した場合
- (11) 本項各号のいずれかに準ずる事由があると合理的に判断した場合
- (12) その他相手方当事者による本契約等の履行が困難であると合理的に判断した場合

第20条（反社会的勢力の排除）

1. 当社及び取組先は、本契約締結時点において、次の各号に該当しないことを保証し、かつ将来にわたって該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団準構成員
- (4) 暴力団関係団体
- (5) 総会屋等
- (6) 政治活動、社会運動標ぼうゴロ
- (7) 特殊知能暴力団等
- (8) 反社会的勢力共生者
- (9) 前各号に該当する者としての社会的又は経済的関係がある者
- (10) その他前各号に準ずる者

2. 当社及び取組先は、自己又は第三者をして、次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。

- (1) 暴力的要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求
- (3) 取引に関して、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為
- (4) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」において禁止されている行為
- (5) 自身が前項各号に該当する者である、又はその関係者である旨伝える等する行為
- (6) その他前各号に準ずる行為

3. 取組先又は当社は、相手方当事者が第1項各号のいずれかに該当し、又は前項各号のいずれかに該当する行為をし、若しくは第1項の保証・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、相手方当事者に何らの催告を要せず、直ちに本契約等を解除することができる。なお、これにより解除を受けた当事者に損害が生じた場合であっても、解除を行った当事者は一切の損害賠償を負担しない。

第21条（本契約等終了後の措置）

終了事由のいかんを問わず、本契約等が終了した場合であっても、本契約等に基づく未履行の債務がある場合、当該債務については、そのすべての履行が完了するまでの間、本契約等の条件が適用されるものとする。

第22条（通知義務）

1. 当社及び取組先は、次の各号のいずれかに該当する場合又はそのおそれがある場合、直ちに相手方に対しその旨を書面又は電磁的方法により通知するものとする。

- (1) 住所、代表者、商号又は本取引にかかる組織の変更があった場合
 - (2) 第19条（解除）各号に掲げる事由が発生した場合
2. 当社又は取組先が前項第1号にかかる通知を怠ったことにより当社からの通知が遅延又は不到達となった場合、かかる通知は、通常到達すべき時に到達したものとみなす。

第23条（損害賠償）

当社及び取組先は、相手方が本契約等の定め違反した場合、当該相手方に対し、これによって被った直接かつ現実の損害に限り、その賠償を請求することができる。

第24条（権利義務の承継等）

当社及び取組先は、相手方当事者の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本契約等上の地位又は本契約等によって生じる権利若しくは義務を第三者に承継させ（合併、会社分割等の組織再編行為によるものであるか否かを問わない）又は担保に供してはならない。

第25条（残存条項）

終了原因の如何を問わず、本契約が終了したのちも、第10条（品質・表示保証）乃至第16条（個人情報の取扱い）、第21条（本契約終了後の措置）、第23条（損害賠償）、第24条（権利義務の承継等）、本条、第27条（協議）および第28条（管轄裁判所）の規定の効力は、対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。ただし、秘密情報の取扱いに関する第15条の規定の効力は、本契約終了後3年間に限り存続する。

第26条（本条件の変更）

1. 当社は、取組先の権利または義務に重大な影響を及ぼさない場合には、取組先に予告なく、本条件を変更することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、当社は、取組先の権利または義務に重大な影響を及ぼす変更については、取組先に対し、当社が適当と認める方法（当社が送付する郵便物での通信等を含むがこれに限られない）により事前に通知することによって、本条件を変更することができる。取組先は、本項に定める通知から14日以内に本条件の変更について異議を申しでなかった場合、変更後の本条件に同意したものとみなす。

第27条（協議）

本契約等に定めのない事項については、関係法令に従うほか、取組先と当社が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

第28条（管轄裁判所）

本契約等に関連して訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上
制定日：2020年1月20日